



平成 23 年 10 月 18 日

生駒市議会議長 様

生駒市教育委員会
教育長 早川 英雄

平成 19 年生駒市立緑ヶ丘中学校における頭髪指導に係る損害
賠償事件の判決について

この裁判について、本日、判決がありましたのでお知らせします。

裁 判 大阪高等裁判所 平成 23 年(ネ)第 1519 号
原告 元緑ヶ丘中学校女子生徒 (当時中学校 2 年生) 外 2 名
被告 生駒市 外 1 名

事実経過

平成 18 年、当時生駒市立緑ヶ丘中学校 2 学年女子生徒であった原告は夏休み頃
から髪を茶色に染色または脱色するようになったことから、同校教員らは同年 9 月
頃から頭髪を黒髪に戻すよう粘り強く指導を繰り返してきました。その結果、当該
生徒が学校内での染髪を受け入れ、生徒指導担当教員らが本件染髪行為を行いまし
た。

これに対し、校長宛に「体罰ではないのか」等と抗議があり、同校のほか、市教
育委員会、県教育委員会、県立教育研究所などもかかわりながら保護者と話し合い
を重ねてきました。

原告の主張は「染髪行為にはなんら合理的根拠がなく人権侵害行為である」「染
髪行為は体罰にあたる」というものであり、これに対し被告生駒市は「規律規範を
遵守させるための教育活動の一環である」「本人の同意に基づいて行った」ことを
主張し、理解を得るよう努めてきました。

しかしながら、平成 20 年 2 月、原告より生駒市に訴状が届くこととなりました。

本件裁判は、平成 23 年 3 月 28 日、大阪地方裁判所において出された「原告らの
請求を棄却する」とした一審判決を受けた原告側の控訴によるものであります。

判 決

- 主文 1 本件控訴を棄却する
2 控訴費用は控訴人の負担とする

